

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月

私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。父が町内会の集金人に家族全員分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が町内会の集金人に家族全員分の国民年金保険料を納付していた。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和 48 年 4 月以降の国民年金保険料は全て納付済みであることから、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の父母は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月まで、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の弟も保険料は 20 歳から納付済みであることから、申立人の父の納付意識は高かったと考えられ、申立人の父が 2 か月と短期間である申立人の申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、昭和39年1月頃に国民年金の加入手続をA市役所で行い、保険料を同市役所窓口で納付していた。納付時に、年金手帳に押印してもらったこと、当時の保険料が1か月100円だったこと、及び途中から200円になったことを覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月頃に国民年金の加入手続をA市役所で行い、同市役所窓口で国民年金保険料を納付し、年金手帳に押印してもらったこと、保険料額が1か月100円だったこと、及び途中から保険料が200円になったことを覚えていると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年1月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間の保険料納付は可能である上、申立人が記憶している申立期間の保険料額及び納付方法は当時の保険料額及び納付方法と符合することから、申立人の申述に不自然さは見当たらない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人は、20歳に到達した昭和38年*月から申立期間直前までの期間の国民年金保険料を納付済みであり、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社）に勤務し、C共済組合の組合員であったと認められることから、申立人の同共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和50年10月1日、資格喪失日に係る記録を61年12月27日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和50年10月から61年3月までは17万6,376円、同年4月から同年9月までは17万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から61年12月27日まで
昭和50年10月1日付けでA社D局に採用され、E部F課に配属された。58年にはG局H課でI業務を担当し、61年12月26日付けで退職した。退職時はB社J部K営業所に在籍していた。ところが、日本年金機構に申立期間に係る被保険者記録が無い。当該期間は共済組合の加入員であった期間であり、当該期間を厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたL共済組合法に規定された任意継続組合員となるためのB社に係る任意継続組合員資格取得申出書において、申立人の採用年月日は昭和50年10月1日、退職年月日は61年12月26日と記載されている上、申立人から提出された同年12月27日付けで同社が発行した任意継続組合員被保険者証を取得した際に同時に発行された健康保険の受診券には、J部M支店所属所長の公印が押されていることが確認できる。

また、N企業年金基金（以下「事業主」という。）は、「申立人の人事記録等の資料は保管されていないため、加入記録は確認できないものの、

申立人が保有する資料は信^{びょう}憑性があり、昭和 50 年 10 月 1 日から 61 年 12 月 26 日の期間について、C 共済組合員であったことが想定される。公印が押された受診券は、任意継続組合員資格が認められたときに被保険者証と併せて発行されるものである。当時、正職員は全て共済組合に加入させていた。」と回答している。

さらに、事業主は、任意継続組合員資格取得申出書及び当該申出書の添付資料に記載されている退職時の標準報酬月額である 26 万円についても信^{びょう}憑性があると考えられる旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に C 共済組合の組合員であったことが認められ、同共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の C 共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 50 年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 61 年 12 月 27 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、L 共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 8 条及び第 9 条の規定並びに任意継続組合員資格取得申出書及び当該申出書の添付資料により確認できる退職時の標準報酬月額に関する事業主の回答から判断すると、昭和 50 年 10 月から 61 年 3 月までは 17 万 6,376 円、同年 4 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者期間のうち申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったことが認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A事務所を平成19年3月31日に退職したが、事務担当者の届出誤りにより厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日となっている。事業所に申し出たところ、訂正の届出がされたが、厚生年金保険法第75条の規定により給付の記録として反映されない期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所が申立人に渡した「健康保険厚生年金保険被保険者資格等取得（喪失）連絡票」及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2では、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められているところ、オンライン記録により、事業主は、申立期間について、上記規定に基づき、申立

人の育児休業期間中に係る保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

したがって、育児休業期間中である申立期間については保険料の徴収が行われないことから、たとえ、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 事務所における資格喪失日は、平成 19 年 4 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事務所における平成 19 年 2 月のオンライン記録から、26 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成17年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に平成17年5月31日まで勤務し、期間を空けることなく関連会社であるC社に同年6月1日に異動した。異動について辞令はなく、上司から口頭で言われた記憶がある。1日の空白もなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人と同様にA社からC社に転籍した同僚が所持する平成17年5月分の給与支給明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成17年6月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年4月のオンラインの記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の親会社であるD社の事業主は、保険料を納付したか否かについては、不明としているが、事業主が資格喪失日を平成17年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和24年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年8月31日から同年9月1日まで

年金の記録によると、A社からC社に異動となった昭和45年8月に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間に異動はあったが、その前後の期間を含め、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びC社から提出された人事原簿から判断すると、申立人はA社B支店及びC社D支店に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社B支店からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から同年3月1日まで
厚生年金保険の記録では、B社の資格喪失日が平成8年2月29日、次のA社の資格取得日が同年3月1日になっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から給与計算及び社会保険事務の委託を受けているB社から提出された申立人のA社に係る出勤簿及び賃金台帳から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、上記賃金台帳及びB社から提出されたA社に係る現金出納簿により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年3月1日であり、申立期間において適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿によると、設立日は同年2月2日となっており、申立期間において法人事業所であることが確認できることから、同社は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日に係る

記録を平成8年2月29日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されており、上記商業登記簿によると、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社の給与計算及び社会保険事務は、親会社であるB社に委託しており、一切関与していない。」と陳述している上、B社は「A社の代表印や賃金台帳は当社の経理部門で管理していた。社会保険関係の書類は、管理している同社の代表印を使用して作成していた。」と回答している。

以上のことから、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役ではあったものの、特例法第1条第1項ただし書に該当するとは認められない。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 13 日

A社に勤務した期間のうち、平成19年7月13日に支給された賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答及び申立人から提出された金融機関の預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、事業主は申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

さらに、同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間における標準賞与額については、前述の金融機関の預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、複数の同僚が申立期間において賞与が支給され、保険料が控除されていることが

確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 11 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 11 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間①は、私は、夫が先に赴任していた A 町（現在は、B 市）に昭和 53 年 12 月 31 日に引っ越し、翌年の 54 年 1 月頃に A 町役場に行き、国民年金の住所変更手続きを行った。当時の同役場でのやり取りを詳細に記憶しており、同手続きを行ったことは間違いなく、それならば保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②は、家庭の経済的な事情から 3 年半ほど国民年金保険料を納付しなかったことは承知していたが、申立期間②を含めた空白期間は 4 年半にも及んでいることに驚いた。昭和 60 年 10 月頃に、いつまでも保険料の納付をしないのはまずいと思い、A 町役場の窓口で 5 万円ほどの保険料をまとめて納付した記憶がある。

申立期間①及び②について、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、昭和 54 年 1 月頃に、A 町役場で国民年金の住所変更手続きを行い、保険料を納付したとしているが、申立人の年金手帳の「国民年金の記録（1）」には、「被保険者でなくなった日」として同年 1 月 28 日の記載があり、次の「被保険者となった日」の同年 12 月 14 日までの間に任意加入被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録

によると、申立人は昭和 54 年 1 月 28 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、同年 12 月 14 日に再取得するまでは未加入期間であったことが確認できることから、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付できない期間である。

2 申立人は、申立期間②について、家庭の経済的な事情から国民年金保険料を 3 年半ほど納付できず、昭和 60 年 10 月頃に申立期間②の保険料をまとめて納付したと申述しているが、申立人の年金手帳の「国民年金の記録（1）」には申立期間②に係る任意加入被保険者資格を取得した形跡は見られない上、オンライン記録によると、申立期間②を含む 56 年 10 月から 61 年 3 月までは未加入期間となっており、納付書は発行されず、保険料を納付できない期間である。

3 申立期間①及び②について、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月
② 平成10年3月

私はA区にあった会社に平成9年1月から勤務し、10年1月から給与の未払が続いたため同年3月に退職した。そのような状況で生活は苦しかったが、「国民年金保険料は何があっても支払わなくては」と思っていたので必ず納付していた。申立期間①は、B区役所で同区役所作成の納付書により、申立期間②は、納付場所についての記憶は定かではないが納付書により、それぞれ約1万3,000円を納期限内に納付したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金保険料は何があっても支払わなくては」と思っていたので、必ず納付していたと主張しているが、国民年金の事務処理については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡も無い上、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年4月まで

私は20歳から結婚するまでの5年間家事手伝いをしていた。詳しいことは分からないが、母が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。結婚するとき、母から年金手帳を渡され、大事なものだからきちんとしまっておきなさいと言われたことを覚えている。

申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、詳しいことは分からないが、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年5月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、「昭和61年4月1日」となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から48年3月まで

私の夫は、昭和42年3月に私が会社を退職した頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。国民年金に加入しているのに、保険料を納付していないとは考えられない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に会社を退職した頃に、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその夫は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、42年4月から45年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、46年1月から48年3月までは遡って納付できる期間であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は72か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5449

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和33年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年4月から58年9月まで

私がA県B市に居住していた頃、時期は不明だが、15万円から16万円くらいの国民年金保険料の納付書が届いたので、当時勤務していたC村のスキー場にある会社の寮からD県E市に住んでいる母に相談したら、納付しないと将来年金がもらえなくなるので納付したほうが良いということだったので、B郵便局で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市に居住していた頃、15万円から16万円くらいの国民年金保険料の納付書が届いたので、B郵便局で納付したと申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年9月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間のうち、56年4月から57年6月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。一方、当該加入時点では、同年7月から58年9月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、前述のとおり、申立人の保険料納付に関する記憶は明確でないほか、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳によると、同年10月から59年3月までの期間及び同年8月から60年3月までの期間の保険料が同年11月28日に過年度納付されたことが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、上記の過年度納付された期間の国民年金保険料額は、それぞれ3万4,980円及び4万9,760円であり、この保険料額に昭和60年度の保険料額8万880円を加えると、申立人が納付したとする保険料額15万円から16万円くらいとおおむね一致することから、申立人が母親に相談して納付したとする保険料は、これらの期間の保険料である可能性も否定できない。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5450

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで
私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。
国民年金保険料は、母が地区の集金により、父母の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、母が地区の集金により、父母の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母からは、高齢のため証言を得ることができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年4月頃に払い出されたと推認されるほか、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳のいずれも、申立人が同年4月20日に国民年金に任意加入し、初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私は、昭和48年3月に結婚して会社を退職し、自分でA市役所の支所に行き国民年金の加入手続を行い、その後は毎月、A市から委託された女性の職員が国民年金保険料を集金に来ていたので、私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、申立期間は私だけが未納となっている。当時、経済状況は良かったので保険料を納付できなかったことはない。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年3月に結婚して会社を退職し、自分でA市役所の支所に行き国民年金の加入手続を行った。」と申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち48年3月から同年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和48年10月から50年3月までの期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間ではあるが、申立人は、「申立期間の保険料は市役所の集金人に支払っており、保険料を遡って納付した記憶は無い。」と申述しており、A市は、「市が委託した集金人は、過年度分の保険料を取り扱うことはできなかった。」と回答している。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8532

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合（以下「A」という。）の組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

B事業所（現在は、C事業所）の人事により、D事業所（以下「D」という。）にE職として申立期間に勤務をしていたが、年金記録が無い。事業主からは、この勤務期間に年金加入に必要な届出をしていないこと、及び年金保険料を納付していないこと等の説明を受けていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Dから提出された「人事発令について」及び人事記録並びに事業主の供述により、申立人が申立期間においてDに勤務していたことが認められる。

しかしながら、Dが加入するAは、申立人の申立期間の記録は確認できなかったと回答している。

また、事業主は、勤務実態はあったと認めてはいるものの、資格取得及び資格喪失の届出を行ったか、申立期間に係る年金の掛金について控除していたかについては、いずれも不明と回答している上、当時のE職の社会保険加入について、健康保険は全員加入であったが、年金保険は任意加入であったようであると回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人の前任F職はAに加入していないことが確認できる。

なお、オンライン記録により、Dが厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 15 年 4 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所

ではなかった期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるAの掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がAの組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8533

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 20 日
② 平成 16 年 12 月 20 日

A社に勤務していたときの申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い。支給された賞与額は、当時の給与の1か月分程度であったと記憶している。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の申立期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存していないと回答している。

また、同僚の銀行通帳からは給与の振込額は確認できるものの、賞与の振込額を確認することができないところ、A社は、賞与は現金手渡しであったと回答している。

さらに、B市は、申立人のA社の被保険者期間に係る年の所得分（平成12年から20年までの所得）について「給与支払報告書が届いていない。」と回答しており、申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から44年7月1日まで
私は、昭和26年7月25日から45年2月1日までの期間、引き続きA社に勤務していた。申立期間に雇用形態や健康保険が変わった覚えはなく、厚生年金保険も加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、昭和45年10月31日に解散しており、清算人である当時の事業主も亡くなっているほか、申立人は申立期間当時の同僚について覚えておらず、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚からも、申立人を記憶しているとする供述は得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において、健康保険番号*番で昭和26年7月25日に被保険者資格を取得し、39年1月1日に資格喪失した後、44年7月1日に健康保険番号*番で再取得していることが確認でき、当該資格取得日及び資格喪失日は申立人のオンライン記録と一致しているほか、同名簿からは申立人が申立期間に新たに被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月頃から 37 年 9 月頃まで

私は、昭和 34 年 9 月頃から 37 年 9 月頃までの期間、A 社（現在は、B 社）の C 部（D 区）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料が控除されていた資料等はないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の C 部（D 区）において、申立人から業務を受け継いだとする後輩同僚の供述から、申立人が期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、B 社の事業主及び申立期間に A 社に勤務していた者が、C 部は A 社の代理店であり、そこで働く者は当該代理店の経営者個人と雇用関係を結んでおり、A 社との雇用関係はなかった旨述べていることから、申立人は、申立期間当時、C 部と称していた同社の代理店に勤務していたものと考えられる。

また、申立人の勤務がうかがえる A 社代理店における厚生年金保険への加入については、上記後輩同僚が「申立人から業務を受け継いだ頃は、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に入ったのは昭和 40 年 1 月 23 日からであった。」と述べているとともに、当該同僚及び申立人が C 部長であったとする同僚が、同日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所となった E 社（事業主は、C 部長）において厚生年金保険の被保険者になっていることから、当該事業所が A 社代理店を承継したものと考えられ、E 社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、A 社代

理店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、B社の事業主は、「弊社の厚生年金保険の加入記録に、申立人の記録は見当たらない。」と述べているとともに、申立期間当時のA社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人及び申立人がC部において業務を受け継いだとする先輩同僚並びに上記後輩同僚の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 8 月 31 日まで

私は 16 歳の頃、A 県の B 工場に集団就職した。1 年くらい後に、上司から取引先である C 社（現在は、D 社）E 工場が忙しいのでそちらに行くように言われ、同僚 2、3 人と異動した。同工場は劣悪な労働条件であったため、労働組合で活動するようになり、その幹部になった。その後労働争議が起き、組合の要求を受け入れる代わりに組合幹部全員が解雇された。既に紛失してしまっていたが、寮を出るとき寮母さんから厚生年金保険の番号を書いた紙をもらった記憶がある。同工場で勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の事業所での勤務状況等に関する申立人の具体的な申述と複数の同僚の供述が一致することから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が C 社 E 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の C 社 E 工場の人事担当者は、「当時は、本社採用でないと正社員にはなれず、正社員でないと厚生年金保険に加入できない。」と供述しているところ、申立人は、前職である B 工場の上司から、取引先である C 社 E 工場が忙しいので、そこで働くように言われたとしていることから、本社採用ではなく正社員としての雇用ではなかったことがうかがえる。

また、D 社は、「当時の資料や記録が何も残っておらず、他社からの移籍の受け入れ、厚生年金保険の取扱いについては、全て不明である。」と回答している上、当時の事業主及び工場長は既に亡くなっており、申立人

の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、C社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、同僚照会で回答のあった8人の同僚も申立人についての記憶は無いとしている。

このほか、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8538

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 28 日から 31 年 8 月 12 日まで
私は、昭和 29 年頃に、勤務していたA地区のB社（現在は、C社）D事業所が人員整理を始めたので、上司から同社E事業所を紹介され臨時職として入社した。同社からもらった平成 7 年 3 月 31 日付けの「退職金・退職年金計算書」では、昭和 28 年 3 月 14 日からの入職となっており、同社において、申立期間前の同社D事業所での厚生年金保険の加入記録も見付かっている。

申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B社E事業所に臨時職として入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うとしているところ、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚が、申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、C社は、申立人の申立期間に係る人事記録等については、「調査対象時期が社内資料の保存年限を超過しているため、人事記録等は存在していない。」と回答しており、F健康保険組合においても、「資料の保存期間は本人の退職日から 10 年間である。」としているため、申立人の申立期間における勤務状況については不明である。

また、B社E事業所の同僚照会で回答があった者のうち、申立期間当時、臨時職で入社した者は5人いたが、入社と同時に厚生年金保険に加入した

者は見当たらず、そのうちの一人は、「申立期間当時、臨時職は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているほか、別の一人は、「当時、正社員でなければ厚生年金保険に加入できない。正社員になるには2年から3年かかる人がいた。」と証言している。

さらに、申立人の所持する「退職金・退職年金計算書」では、「昭和28年3月14日から31年9月11日まで」の期間が臨時職としての在籍期間となっているところ、28年4月1日から29年9月28日までの期間については、C社が保管する申立人に係るB社D事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得届及び同喪失届の記録と一致している上、当該喪失届における「資格喪失原因」は、「会社都合」であったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 16 日から 39 年 2 月 9 日まで
私は、申立期間にA事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生労働省の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に関する具体的な供述と昭和 36 年及び 40 年の住宅地図から、申立事業所はB社（後に、C社に名称変更）であることが認められるものの、同社は既に解散している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社の最後の取締役であった清算人も申立人に係る資料等を保管していないと回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間当時、別事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月28日から同年5月1日まで
② 昭和48年6月26日から同年8月1日まで

申立期間①は、私はA社（現在は、B社）に昭和48年1月から同年4月30日まで勤務し、私の所持する同社の同年4月の給与明細書では同年3月及び同年4月の厚生年金保険料が控除されているが、同社における資格喪失日が同年4月28日となっているため、被保険者期間に1か月の空白がある。

また、申立期間②は、私はC社に昭和48年5月から同年7月31日まで勤務し、私の所持する同社の同年6月の給与明細書では2か月分、同年7月の給与明細書では1か月分の厚生年金保険料が控除されているが、同社における資格喪失日が同年6月26日となっているため、被保険者期間に2か月の空白がある。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人保管のA社の昭和48年4月分の給与明細書の厚生年金保険料欄では「3月1,536円、4月1,536円」と控除額が記載されており、同社は、「48年4月の厚生年金保険料を控除していたと推量される。」としている。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録によるとA社における離職日は昭和48年4月27日となっており、当時の同僚複数人に照会したが、申立人が申立期間①に勤務していたことを記憶している者はいなかったことから、申立人の同社における退職日は同年4月27日であったと認めら

れる。

申立期間②については、申立人保管のC社の昭和48年6月の給与明細書では2か月分、同年7月の給与明細書では1か月分の厚生年金保険料が控除されており、同社は「当該給与明細書は社名が無いため弊社の発行した給与明細書かは確実ではないが、48年6月及び同年7月の厚生年金保険料を控除していた。」としている。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録によるとC社における離職日は昭和48年6月25日となっている上、当時の同僚複数人に照会したが、申立人が申立期間②に勤務していたことを記憶している者はいなかったこと、同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書は同年7月5日にD社会保険事務所（当時）に提出され、申立人に係る被保険者資格喪失年月日は同年6月26日と記載されていること、及び同社の社員名簿では「48.6.25 自己都合による退職」と記載されていることから、申立人の同社における退職日は同年6月25日であったと認められる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立期間①に係る申立人の資格喪失日は、昭和48年4月28日であり、申立人の主張する同年4月は、仮に事業主により、同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、上記と同様に申立期間②に係る申立人の資格喪失日については、昭和48年6月26日であり、同年6月及び同年7月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 31 日から同年 8 月 5 日まで
A社には住み込みで勤務していた。同社の寮を昭和 44 年 8 月 4 日に出た記憶があるので、同日まで勤務し、同年 7 月の厚生年金保険料を給与から控除されたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 44 年 8 月 4 日まで勤務していたと思うとしている。

しかしながら、申立期間当時の代表取締役の親族は、当該代表取締役は既に亡くなっており、賃金台帳等の資料も保管していないとしている上、閉鎖登記簿謄本により、A社は平成 17 年 9 月 30 日に破産手続廃止決定確定となっていることが確認できる。

また、A社における同僚 10 人に照会し 4 人から回答を得たが、申立期間における申立人の勤務実態に関する陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 26 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社は、「資料も無く、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについては不明である。」としている上、申立期間当時に同社の社会保険の事務手続を委託されていたとされるB会は、「厚生年金保険の事務に関する委託は受けていないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所C出張所所長及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所は、組織変更や移転をしているため資料が保管されておらず、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用について不明と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8546

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 15 日
② 平成 21 年 3 月 23 日
③ 平成 21 年 6 月 21 日
④ 平成 21 年 12 月 21 日
⑤ 平成 22 年 3 月 23 日
⑥ 平成 22 年 6 月 21 日
⑦ 平成 22 年 12 月 21 日
⑧ 平成 23 年 3 月 25 日
⑨ 平成 23 年 6 月 24 日

申立期間当時、体調が悪く賞与分の保険料率も分からず手続きができなかったが、賞与の支給を受け保険料も控除されていたので、記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた賞与に係る支給明細及び税務会計事務所から提出を受けた支給明細書により、申立人に対しては、A事業所から申立期間に賞与が支給され、各賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人自身が、「申立期間当時、事業主として社会保険の業務を行っていた。」旨の供述をしていることから、申立人は申立期間当時、A事業所の社会保険事務担当者であったものと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを

知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 53 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで、A 社（現在は、B 社）C 支社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名、事業所所在地及び勤務実態に係る申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がA社C支社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「人事関係資料が保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、申立期間頃に被保険者資格を取得していることが確認できる社員に照会したところ、回答のあった3人全員が「昭和 53 年 4 月 1 日付けで入社したが、厚生年金保険については、試用期間の3か月が経過した同年 7 月 1 日から加入した。」と供述し、このうちの一人は「保管してある給与明細書では、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。そして、オンライン記録により、これら回答のあった3人全員は同年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が昭和 53 年 4 月 1 日に同期で入社したとする同僚3人は、申立期間後となる同年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっている。

加えて、当該事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。